

審 査 メ モ

1 造船造機統計調査の変更について

造船造機統計調査（以下「本調査」という。）について、今回、国土交通省は、造船業の受注力強化、業界再編の促進等の施策を展開するためとして、以下のとおり変更としている。

(1) 報告を求める事項の変更

ア 受注状況の把握

造船調査票の区分欄に「受注」を新たに追加し、船舶の受注状況（隻数、トン数等）を把握する。

また、受注時期を把握する項目として「契約年月日」を新たに把握する。

(審査結果)

国土交通省では、我が国造船業が、中国、韓国にそのシェアを奪われている上、リーマンショック前に大量発注された船舶がしゅん工したことに伴い大幅な需給ギャップが生じるなど、極めて苦しい船舶受注環境に置かれていることに鑑み、このような事態に対応した施策展開を行うため、また、その施策の評価指標として、船舶の受注状況を適時把握する必要があるとしている。

これについては、施策に活用できる有用な数字であるかを確認する必要がある。

(論点)

- a 新たに製造船舶の受注状況を把握することとした理由は妥当か。また、他に代替可能なものはないか。
- b 諸外国では、製造船舶の受注状況をどのように把握しているか。把握している場合、それとの比較は可能か。
- c 船舶について、受注から、起工、進水、しゅん工までに、それぞれどの程度の期間を要するのか。特に、起工までの期間について、起工とは別に受注を把握する必要性が認められるだけの十分な期間があるか。
- d 船舶は海外からの受注が多く、商慣行は国により異なる可能性がある。本調査では、受注を契約と定義しているところ、調査目的に資する情報を把握するに当たり問題ないか。
- e 船舶の受注状況について、隻数及びトン数のみで、船価を把握しないこととしているが、調査結果の利活用上、問題はないか。
- f 受注後のキャンセルは、どの程度発生するのか。受注後のキャンセルの多寡により、調査結果の利活用上、問題はないか。また、受注後にキャンセルが発生した際はマイナスの集計を行うとしているが、どのように集計・公表されることとなるのか。

イ 主機関の削除

造船調査票から「主機関」を削除する。

(審査結果)

国土交通省では、本調査事項が集計事項ではなく、調査票の内容審査に際し、船舶の特定のために活用されるものであり、内容審査についても、既存の他の調査事項で対応可能であることから、報告者の負担軽減のため削除としている。

これについては、報告者の負担軽減の観点から、適当と考える。

(論点)

- a 「主機関」を削除することで問題は生じないか。

(2) 集計事項の変更

ア 集計事項の追加

調査項目の見直しに伴い、集計事項の見直しを行う。

(審査結果)

国土交通省では、調査項目の見直しに伴い、「用途別・トン数階級別受注鋼船隻数及びトン数」に係る集計表を追加するとともに、各集計表の鋼船建造実績に「受注隻数」、「受注トン数」を追加している。

これについては、調査事項の追加の目的に沿った変更であり、適切と考える。

(論点)

- a 変更の経緯・目的に沿った適切な集計表となっているか。
- b 造船調査票の「起工（予定）年月日」、「進水（予定）年月日」及び「しゅん工（予定）年月日」は集計を行わないのか。どのような目的・必要性から把握しているのか。
また、今回の変更により、製造船舶をパネル化して受注から竣工までを縦断的に捉えられるようになるので、例えば、受注から起工までの平均期間等を集計する必要性はないか。

イ 集計事項の詳細化

船舶の用途別区分を詳細化する。

(審査結果)

鋼船建造実績に係る集計表の船舶の用途別区分の詳細化については、造船業の受注力強化の施策の中で今後注力すべき船種を分析する必要があり、また、他の集計表において既に詳細な用途別区分での表章を行っているため、利用者の利便性の観点から見直すとしている。

これについては、調査事項の追加の目的に沿った変更であり、適切と考える。

(論点)

- a 変更の経緯・目的に沿った適切な集計表となっているか。
- b 船舶の用途別区分を詳細化することで、報告者が特定されやすくなるおそれが考えられるが問題ないか。

2 前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応

(検討課題)

前回答申において今後の課題とされた次の事項について、対応状況及びその妥当性について確認する必要がある。

- ・ 造船造機統計調査のうち造機調査については、現行の調査対象の把握で十全であるか明確ではないところがあり、調査対象名簿を工業統計調査及び事業所・企業統計調査等の名簿と照合し、本調査の対象とすべき事業所が網羅的に把握されているかを検証し、現行の把握方法の妥当性について検討する必要がある。
- ・ 造機調査の調査対象を「常時 10 人以上の従業員を使用する事業所」としていることの妥当性について、統計需要及び報告者負担の両面から検討する必要がある。

(審査結果)

国土交通省は、造機調査の調査対象の把握について、前回諮問における産業統計部会では、造船法第 6 条第 1 項第 3 号及び 4 号の規定に基づく届出（船舶用推進機関及び船舶用ボイラーの製造）のほかは、地方運輸局が業界団体等から収集した情報を基にしていると説明していたところ、今回の申請では、造船法施行規則第 5 条の規定に基づく報告（船舶用機関等施設状況報告書）により、調査対象事業所の網羅的な把握を行っているとしている。

また、同調査において調査対象を「常時 10 人以上の従業員を使用する事業所」としていることについて、船舶用機関等施設状況報告書により把握した行政記録情報との照合の結果、生産高及び修繕高ともに 9 割以上の捕捉率を確保するためには、従前どおり「常時 10 人以上の従業員を使用する事業所」を対象として調査を実施することが妥当であるとしており、その設定に問題はないとしている。

これらについては、いずれも妥当性の検証が行われており、従前の調査対象の把握方法及び裾切り基準が妥当であるとする国土交通省の説明にも合理性が認められることから、妥当と考える。

(論点)

- a 前回の指摘事項について、検討状況はどのようになっているか。

3 公的統計の整備に関する基本的な計画における指摘事項への対応状況

(検討課題)

本調査は、公的統計の整備に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の別紙において、厚生労働省の「薬事工業生産動態統計調査」、農林水産省の「牛乳製品統計」及び「木材統計」、経済産業省の「経済産業省生産動態統計」、国土交通省の「鉄道車両等生産動態統計調査」とともに、「府省横断的な生産動態に関する（生産動態統計（仮称））を一つの基幹統計とし、その下で、それぞれ独自の調査項目、用語等の統一を図った上で、各省それぞれが所管する生産動態統計調査を実施する体系への再編を検討する。」とされている。

上記の指摘事項について、対応状況及びその妥当性について確認する必要がある。

(審査結果)

生産動態統計については、基本計画における指摘を受け、総務省を加えた 5 省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）で検討を行った結果、一つの基幹統計に統合することについては、6 つの統計に共通する表章事項が限られていること等から、特段の効果が期待できないとして、統合は見送ることとする一方、「生産」、「出荷」及び「在庫」を各調査における共通した調査事項として、用語及び定義を統一し、共通の集計表を作成して「生産動態統計」の名称で、各調査の集計表とは別に公表することとしている。

これについては、上記の検討結果を踏まえた対応をしており、妥当と考える。

(論点)

- a 指摘事項について、対応状況はどのようになっているか。

4 オンライン調査への対応

本調査のオンライン調査の対応状況はどのようになっているか。

(論点)

- a 本調査におけるオンライン調査の現状（オンライン調査の方法、オンライン回収率の推移、回収率が低い場合はその原因）はどのようになっているか。また、「経済財政運営と改革の基本方針」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において、「統計データについては、（略）オンライン調査の徹底を、公的統計の整備に関する新 5 年計画の策定に反映させ、その推進を図る」とされているが、本調査のオンライン調査の推進に向けた取組はどのようになっているか。